

さいたま市告示第 624 号

さくら草学園の新設に伴う移転関連業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 4 月 7 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さくら草学園の新設に伴う移転関連業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区領家 1 丁目 5 番 16 号 さくら草学園（移転元）

さいたま市浦和区駒場 1 丁目 28 番 10 号 さくら草学園（移転先）

(3) 業務内容

仕様書による。

(4) 履行期間

令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市市入札競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業務に「その他の業務」が登載されていること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市西区三橋 6-1587

さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園

総務課管理係 担当 我妻 電話 048（622）1211

(2) 交付期間

告示の日から令和 7 年 4 月 22 日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 13 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時か

ら午後 4 時まで)

(3) 交付費用

無料

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

ウ 返信用封筒（110円切手を貼付）

(2) 受付場所

3(1)に同じ

(3) 受付期間

3(2)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日時

令和 7 年 4 月 25 日（金）までに交付するものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 4 月 30 日（水）午前 10 時 00 分

イ 場所

さいたま市西区三橋 6-1587 さいたま市総合療育センターひまわり学園 2 階会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年4月30日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札を行ったものを落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市西区三橋6-1587 さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園
総務課 電話 048（622）1211

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項は、さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

所管名：子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課

（担当：管理係 048-622-1211）

告示期間の期限日：令和7年4月21日（月）まで